

福岡県公報

平成23年10月7日
第3313号

目次

告示(第1664号-第1677号)

- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) …………… 1
- 漁業共済の加入区の設定の一部変更 (漁業管理課) …………… 1
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 2
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 2
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3
- 県営土地改良事業の換地処分 (農村整備課) …………… 4
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 4
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 4
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 4

公告

- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (健康増進課) …………… 5
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (健康増進課) …………… 5
- 福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会の開催 (企画交通課) …………… 5

- 普通肥料の検査の結果 (農林水産物安全課) …………… 6
- 建設業の許可の取消し (建築指導課) …………… 6
- 産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の閲覧 (廃棄物対策課) …………… 6
- 産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の閲覧 (廃棄物対策課) …………… 7
- 産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の閲覧 (廃棄物対策課) …………… 7
- 産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の閲覧 (廃棄物対策課) …………… 8

公安委員会

- 機械警備業務管理者講習の実施 (警察本部生活安全総務課) …………… 8
- 警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活安全総務課) …………… 9

告示

福岡県告示第1664号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成23年10月7日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	56	大阪市北区梅田三丁目3番20号 一富士フードサービス株式会社	福岡市西区大字千里111の1 ほか1箇所	平成23年 10月1日
旧		福岡市博多区住吉4丁目3番2号 株式会社オリエンタルビジネスサービス		

福岡県告示第1665号

漁業共済の加入区の設定(平成17年6月福岡県告示第1143号)の一部を次のように変更したので、漁業災害補償法施行令(昭和39年政令第293号)第9条第7項において準

用する第7条第3項の規定により公示する。

平成23年10月7日

福岡県知事 小 川 洋

表中

地島加入区	宗像漁業協同組合の地区のうち	小型一般漁業	を
	旧地島漁業協同組合の地区	小型定置網漁業	

地島加入区	宗像漁業協同組合の地区のうち	小型底びき網漁業、小型一般漁業及び小型定置網漁業	に
	旧地島漁業協同組合の地区		

改める。

福岡県告示第1666号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年10月7日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩松隈字行合514番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糸島市神在1393-10
武久 勉

福岡県告示第1667号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年10月7日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市志摩松隈字行合500番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市南区大橋3-22-3-601

大淵 誠

福岡県告示第1668号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年10月7日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 イオンモール大牟田
(2) 所在地 福岡県大牟田市岬町3番4ほか
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
変更届出書（平成23年7月8日付け113-11）の記載どおりの変更で問題ない。

福岡県告示第1669号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年10月7日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 ミスターマックス粕屋店・サニー粕屋店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2714号

- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1670号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年10月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
遠賀郡芦屋町浜口町3883番1から3883番28まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
宗像市東郷六丁目8番13号
株式会社 木村組 代表取締役 木村 良一

福岡県告示第1671号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年10月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
京都郡みやこ町大字彦徳字マシロ580番1から580番3まで及び581番並びに582番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
京都郡みやこ町勝山上田960番地
みやこ町長 井上 幸春

福岡県告示第1672号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年10月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	田川線 犀川	前	田川市大字伊田1480番3先から 田川市大字伊田1492番6先まで	6.5 ～ 7.2	71.3
			後	田川市大字伊田1480番3先から 田川市大字伊田1492番6先まで	9.0 ～ 19.0	71.3

福岡県告示第1673号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年10月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	金田夏吉線 伊田	前	田川市大字伊田1479番1先から 田川市大字伊田1482番1先まで	5.3 ～ 11.0	100.8
			後	田川市大字伊田1479番1先から 田川市大字伊田1482番1先まで	10.1 ～ 14.5	100.8

福岡県告示第1674号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成23年10月7日

福岡県知事 小川 洋

換地処分をした地域	換地処分年月日
豊前市大字天和、下河内及び山内 (合河西部地区)	平成23年9月30日

福岡県告示第1675号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年10月7日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成23年9月15日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称
特定非営利活動法人一心会
 - 代表者の氏名
坂本 一人
 - 主たる事務所の所在地
福岡県田川郡赤村大字内田2393番地
 - 定款に記載された目的
この法人は、障害者、高齢者及びその家族、並びに地域住民に対して、自立と社

会参加、生活支援に関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1676号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年10月7日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成23年9月16日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称
特定非営利活動法人そだちの樹
 - 代表者の氏名
橋山 吉統
 - 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市中央区赤坂1丁目16番13号上ノ橋ビル7階
 - 定款に記載された目的
この法人は、虐待その他の理由により行き場のない子どものためのシェルターの設置運営事業・法的支援を含む救済活動事業・自立支援事業等を行い、これらの事業を通じて、子どもの権利を擁護し、子どもの福祉と健全育成に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1677号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年10月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成23年9月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人夢・大アジア
- (2) 代表者の氏名
石井 英俊
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市博多区諸岡6丁目10番14-101号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、広く日本国民及びアジアを中心とした留学生をはじめとする諸外国人に対して、歴史文化の顕彰と修得の為の学習会を行うとともに、歴史に根差した人づくり街づくり、人材交流及び経済活動を志した研修会や交流会等に関する事業を行う。これらの事業を通して、日本国及びアジアの歴史と文化への誇りと志を有する人材を育成し、郷土福岡の発展と社会全般に寄与することを目的とする。

公 告

公告

栄養士法に基づく福岡県栄養士法施行細則の一部改正（案）について、次のとおり意見を募集いたします。

平成23年10月7日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 意見募集期間
平成23年9月28日から平成23年10月28日まで
- 2 概要、受付方法等
関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部健康増進課に備え置きます。

公告

調理師法に基づく福岡県調理師法施行細則の一部改正（案）について、次のとおり意見を募集いたします。

平成23年10月7日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 意見募集期間
平成23年9月28日から平成23年10月28日まで
- 2 概要、受付方法等
関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部健康増進課に備え置きます。

公告

平成23年度福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会（第2回）が次のように公開されるので、公告する。

平成23年10月7日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 日時
平成23年10月18日 午後1時00分
- 2 会場
福岡市博多区吉塚本町13番50号
福岡県吉塚合同庁舎 特6会議室
- 3 予定議案
 - (1) 道路事業（一般国道322号香春大任バイパス）について
 - (2) 道路事業（勝野長井鶴線）について
 - (3) 港湾事業（苅田港（国内物流ターミナル整備プロジェクト））について
 - (4) 街路事業（都市計画道路志免宇美線）について
 - (5) 街路事業（都市計画道路那珂川宇美線（下白水工区））について
- 4 会議の公開
会議の傍聴を希望する者は、会議当日、会場にて開会30分前から受付を行うので、開会10分前までに申し込むこと。ただし、傍聴席に限りがあるため、申込者が10名を

超えた場合は抽選により傍聴者を決定する。

5 問い合わせ先

福岡県県土整備部企画交通課企画係（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3696）

公告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定により、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成23年10月7日

福岡県知事 小川 洋

平成23年8月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析検査		保証票の検査	その他の検査	
			項目	指摘事項			
乾燥菌体肥料	クロレラ工業株式会社	クロレラ乾燥菌体肥料2号	主成分-TN				

1 分析検査及びその他の検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表しうるように必要袋数（ばらの場合には必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 主成分の略号は次のとおりである。

TN-窒素全量

4 分析結果の指摘事項の欄、保証票の検査の欄及びその他の検査の欄の空欄は、指摘事項等の該当事項がない場合である。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取

り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成23年10月7日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

平成23年9月26日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社大島組	北九州市小倉北区末広2-3-2	大島 龍次	平成19年1月25日 福岡県知事許可（特-18） 第5307号

3 処分の内容

土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

株式会社大島組及び同社の代表取締役は、建設業法違反で平成23年8月12日小倉簡易裁判所から、それぞれ罰金10万円の略式命令を受け、その刑が確定した。

このことは建設業法第29条第1項第2号に該当する。

公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条第2項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条例第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を閲覧に供する。

平成23年10月7日

福岡県知事 小川 洋

1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名

エコ・センチュリー21株式会社

福岡県筑紫野市大字山家2060-7

代表取締役 田中 直継

2 施設の種類及び処理能力

汚泥の乾燥施設

一日当たり 32.7㎡

3 設置場所

福岡県筑紫野市大字山家2053-46

4 指定地域

筑紫野市大字山家、大字阿志岐及び大字吉木のそれぞれ一部

上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて閲覧に供する。

5 閲覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県筑紫保健福祉環境事務所

6 閲覧の期間

平成23年10月7日から同年11月7日まで

公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条第2項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を閲覧に供する。

平成23年10月7日

福岡県知事 小川 洋

1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名

エコ・センチュリー21株式会社

福岡県筑紫野市大字山家2060-7

代表取締役 田中 直継

2 施設の種類及び処理能力

汚泥、廃油、廃プラスチック類及びその他の産業廃棄物の焼却施設

一日当たり 90t

3 設置場所

福岡県筑紫野市大字山家2053-42

4 指定地域

筑紫野市大字山家、大字阿志岐及び大字吉木のそれぞれ一部

上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて閲覧に供する。

5 閲覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県筑紫保健福祉環境事務所

6 閲覧の期間

平成23年10月7日から同年11月7日まで

公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条第2項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を閲覧に供する。

平成23年10月7日

福岡県知事 小川 洋

1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名

エコ・センチュリー21株式会社

福岡県筑紫野市大字山家2060-7

代表取締役 田中 直継

2 施設の種類及び処理能力

廃酸及び廃アルカリの中和施設

一日当たり 150㎡

3 設置場所

福岡県筑紫野市大字山家2053-46

4 指定地域

筑紫野市大字山家、大字阿志岐及び大字吉木のそれぞれ一部

上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて閲覧に供する。

5 閲覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県筑紫保健福祉環境事務所

6 閲覧の期間

平成23年10月7日から同年11月7日まで

公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条第2項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条例第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を閲覧に供する。

平成23年10月7日

福岡県知事 小川 洋

1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名

エコ・センチュリー21株式会社

福岡県筑紫野市大字山家2060-7

代表取締役 田中 直継

2 施設の種類並びに処理する産業廃棄物の種類及び処理能力

(1) 施設の種類

(2)に掲げる産業廃棄物の破砕施設

(2) 処理する産業廃棄物の種類及び処理能力

産業廃棄物の種類	一日当たりの処理能力
木くず	107.6t
ガラスくず等	195.8t
がれき類	289.7t

3 設置場所

福岡県筑紫野市大字山家2053-43

4 指定地域

筑紫野市大字山家及び大字吉木のそれぞれ一部

上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて閲覧に供する。

5 閲覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県筑紫保健福祉環境事務所

6 閲覧の期間

平成23年10月7日から同年11月7日まで

公安委員会

福岡県公安委員会告示第262号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第13条において準用する同規則第2条の規定により公示する。

平成23年10月7日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

機械警備業務管理者講習

2 講習の期日、時間及び場所

講習期日	講習時間	講習場所
平成23年12月6日（火） から同年12月8日（木） までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（最終日の講習については、午後3時40分までとし、その後修了 考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

36名

4 受講申込手続等

(1) 受付期間

平成23年11月7日（月）から同年11月9日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）

※ 申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(4) 講習受講手数料

38,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記4(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記4(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

※ 書類持参以外（郵送等）の申込みは、一切受け付けない。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

5 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 機械警備業務管理者講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

6 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

(2) 講習に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

福岡県公安委員会告示第263号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成23年10月7日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第1号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

講習期日	講習時間	講習場所
平成23年12月13日（火） から同年12月21日（水） までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（3日目から6日目までの講習については、午後4時35分まで、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了検査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

3 受講定員

36名

4 受講対象者

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

平成23年11月16日（水）から同年11月18日（金）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（県の休日及び正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

イ 前記4に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

(ア) 4(1)に該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

(イ) 4(2)に該当する者

合格証明書（1級）の写し

(ウ) 4(3)に該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

(エ) 4(4)に該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

(オ) 4(5)に該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

(4) 講習受講手数料

47,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であつても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内（県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

※ 書類持参以外（郵送等）の申込みは、一切受け付けない。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内（県の休日を除く。）に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パー

セント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。